

# 平成28年度 下限面積の設定

第24回上富良野町農業委員会総会  
平成28年6月7日 決定

平成21年12月の改正農地法の施行により、農業委員会が農地法施行規則で定める基準に従い、町の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになりました。

平成21年1月23日農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性を農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果等に基づき検討し、結果を公表することになっています。

このため、平成28年6月7日第24回農業委員会総会において、下限面積の設定を審議して次のとおり決定いたしました。

## 下限面積の設定

設定地域	下限面積
町内全地域	2ヘクタール

## 下限面積設定の理由

農地法施行規則第20条第1項の規定については、設定地域は全町を一地域として全農家戸数の6割以上を超える農家が2ha以上の耕作をしています。  
農地法施行規則第20条第2項の規定については、新規就農を促進するため適当と認められる面積については、集約的経営を行う場合には農地法施行令第6条第3項第1号の規定で例外規定のあり、意欲ある新規参入者の障害にはならないと考えられます。  
このことから、地域内で一般的な農業経営を効率的に安定して行うためには、2ha以上の経営面積が必要と考えられることから下限面積の変更は行わないことになりました。